

2015年 2月 18日

お客様各位

日産化学工業株式会社  
農業化学品事業部

エスレル 10 登録内容変更(使用制限)に関するお知らせ

拝啓

時下ますますご隆盛のこととお喜び申し上げます。平素は格別なご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、首記の件、下記のとおり 2015年 2月 18日付けで 作物名「きんかん」の使用時期「着色始期」が「着色始期 ただし、収穫 14 日前まで」へ変更になりましたのでお知らせいたします。

敬具

記

1. 対象となる農薬:

登録番号	農薬名 (商品名)	農薬の種類名	製造者名
第13038号	日産エスレル 10	エテホン液剤	日産化学工業株式会社
第13039号	石原エスレル 10	エテホン液剤	石原産業株式会社

2. 登録変更の時期: 2015年 2月 18日

3. 登録変更の内容: 作物名「きんかん」の使用時期「着色始期」を「着色始期 ただし、収穫 14 日前まで」に変更する。

\*適用内容は、別紙を参照ください。

4. 登録変更の理由: 登録維持に必要な資料整備に経費と時間を要するため。

お問い合わせ先: 日産化学工業株式会社 農業化学品事業部マーケティング部  
TEL 03-3296-8141

以上

別紙： エスレル 10 の登録変更内容

【 変更内容(今回の使用制限変更にかかる部分のみ) 】

作物名「きんかん」の使用時期「着色始期」を「着色始期 ただし、収穫 14 日前まで」に変更する。

【 適用表(今回の使用制限変更にかかる部分のみ)】

〔 変更前 〕

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エホホを含む農薬の総使用回数
きんかん	着色促進	500～800 倍	200～300 ℓ/10a	<u>着色始期</u>	1 回	立木 全面散布	1 回

〔 変更後 〕

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	エホホを含む農薬の総使用回数
きんかん	着色促進	500～800 倍	200～300 ℓ/10a	<u>着色始期</u> <u>ただし、</u> <u>収穫 14 日前まで</u>	1 回	立木 全面散布	1 回